小規模企業共済
経営セーフティ共済

既に共済契約者となっている方の掛金の前納手続きについて

12月に前納を希望する場合、中小機構への手続書類提出期限は、小規模企業共済制度は11月20日（水曜）まで、経営セーフティ共済は12月５日（木曜）です。

■掛金の前納手続きの要領　**令和６年12月に掛金の前納を希望する場合**

	小規模企業共済制度	経営セーフティ共済 （中小企業倒産防止共済制度）
提出書類	「掛金一括納付申請書」（様式(小)205） 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能 （マイナンバーカードをお持ちの方）	「掛金前納申出書」（様式㊥214） 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能 （gBiz IDプライムのアカウントをお持ちの方）
注意事項	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。 ③この前納申出額により積立限度額の800万円を超えないかご確認ください。 ④12月に前納を希望する場合は「前納希望年月」欄は「令和６年12月」と記入してください。
中小機構への提出期限	**令和６年11月20日（水曜）までに**到着したもの オンライン申請の場合は11月20日の23時59分までに手続き完了したもの	**令和６年12月５日（木曜）までに**到着したもの オンライン申請の場合は12月５日の23時59分までに手続き完了したもの
掛金請求について　請求額	掛金一括納付申請書に記載の金額（掛金月額の整数倍） ※前々月（10月）までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。	掛金前納申出書に記載の金額（掛金月額の整数倍。ただし、積立限度額に達する場合等は端数あり） ※前々月（10月）までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。
掛金請求について　12月に払込みがなかった場合の掛金請求	令和７年１月請求・・・請求は行いません。 令和７年２月請求・・・当月分と令和６年12月分 令和７年３月請求・・・当月分 令和７年４月請求・・・当月分と令和７年１月分 以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。令和６年中に新たに前納を希望する場合は、再度「一括納付申請書」の提出が必要です。〉	令和７年１月請求・・・請求は行いません。 令和７年２月請求・・・当月分と令和６年12月分、令和７年１月分の３か月分 以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。〉

※小規模企業共済では、掛金を「半年払い」または「年払い」でお支払いいただくことが可能です。契約者から受け付けた『払込区分兼指定納付月変更届』（様式(小)204）を、払込の希望月（掛金納付指定月）の前月20日（土日祝日は前営業日）までに中小機構へ提出してください。（ただしオンラインでの申込みについては20日が土日祝日であっても受付可能）「年払い」の場合は希望月（年１回）に12ヵ月分、「半年払い」の場合は希望月と希望月の６ヵ月後（年２回）にそれぞれ６ヵ月分の掛金を一括して請求します。以降、毎年同時期に請求します。

※経営セーフティ共済では、掛金の前納を希望する場合、都度（毎回）「掛金前納申出書（様式㊥214）」を提出してください。

※オンライン申請について、提出期限の直前はアクセスの集中が予想されますので、余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

※経営セーフティ共済で令和７年１月に前納を希望する場合、中小機構への手続き書類提出期限は令和７年１月６日（月曜）です。その他、掛金月額変更等につきましても同様です。お手続きやご相談は、年内に済ませていただきますようお願いいたします。